

(様式2)

京丹後市職員の働き方改革の推進に関する条例（案）の概要

1 趣旨

我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しています。こうした中、DX（デジタルトランスフォーメーション）等による生産性向上とともに、職員の意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要になっています。

こうした状況を踏まえ、本市では令和4年に業務改善・働き方改革プロジェクトチームを組織し、広く職員の意見を聴取し、ボトムアップによる働き方改革を実施するための取組方針を策定しました。

この条例は、上記取組を背景としながら地方公務員法（昭和25年法律第261号。次条において「法」という。）及び京丹後市まちづくり基本条例（平成19年京丹後市条例第50号。以下「まちづくり条例」という。）並びに職員の人事制度に関する規範を踏まえ、職員の公務能率の向上、快適で働きがいのある職場環境づくり等の働き方改革の推進に関し、任命権者の責務等基本的な規範を定めることにより、もって職員のウェルビーイングの向上を図るとともに、行政運営の効果的かつ効率的な遂行と自立発展する地方創生の実現に寄与することを目的に、この条例を制定します。

2 構成

京丹後市職員の働き方改革の推進に関する条例の概要（案）は、「第1条 目的」、「第2条 定義」、「第3条 快適な職場環境の実現」、「第4条 職員の仕事と生活の調和」、「第5条 人材育成等による働きがいのある職場づくり」、「第6条 働き方改革の推進」、「附則」で構成しています。